

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築課)
- ◇ 告 示 保険医療機関の指定(保険課)
開発行為に関する工事の完了(五件)(都市計画課)
- ◇ 告 告 調理師試験の実施(健康対策課)
狩猟免許試験の実施(林務課)
狩猟免許の更新に関する適正検査等の実施(〃)

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年六月十四日

鳥取県規則第三十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表中

馬場町団
地 第二種県
営住宅

一四 六、五〇〇円

を

馬場町団
地

第二種県
営住宅

(一) 一〇一〇一号、一〇一〇二号、一〇一〇三号、一〇一〇四号、
(二) に掲げる住宅

四号、一〇五号、 号、二〇五号、 号の住宅	八	三二、七〇〇円
以外の住宅	六	二七、六〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年六月十六日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百九十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十三年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
灘尾歯科医院	東伯郡赤碓町大字赤碓一三五 四	昭和六十三年五月二十九日
ナガセ歯科医院	米子市三旗町一〇	昭和六十三年五月二十一日
田中外科内科	鳥取市吉方温泉三丁目八〇七	昭和六十三年五月二十六日
川田内科医院	米子市上福原一八四八一	昭和六十三年五月二十一日
ナガタ歯科	米子市米原三四七	昭和六十三年五月十六日

鳥取県告示第六百号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年十一月六日 鳥取県指令受都計三一第一十号

二 開発区域に含まれる区域の名称

鳥取市雲山字五反田、字隠里、字横屋田及び字細田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市江崎町三九

株式会社中国開発

代表取締役 林 利夫

鳥取県告示第六百一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年三月十日 鳥取県指令受都計三一第二号

二 開発区域に含まれる区域の名称

米子市河崎字芝西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市彦名町七六四七―二
齊木弘隆

鳥取県告示第六百二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年二月三日 鳥取県指令受米土維第七十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字大沢一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市錦町二丁目二二三―一

林原正昭

鳥取県告示第六百三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年六月十八日 鳥取県指令受都計三一―一第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市長砂町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市道笑町四丁目一三八

小原商事株式会社

代表取締役 小原 宗

鳥取県告示第六百四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年五月二十五日 鳥取県指令受都計三一―二第九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市河崎字四軒屋往来東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎二二一六
有限会社小笹建設
代表取締役 小笹 一

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和63年6月14日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
 - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
 - (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第86号）による中等学校の2年の課程を終わった者
 - (4) 調理師法施行規則附則第3項各号のいずれかに該当する者
- 2 試験の日時

昭和63年9月19日（月）午前8時50分から正午まで

3 試験の場所

- (1) 鳥取保健所及び郡家保健所管内の受験者
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 倉吉保健所管内の受験者
倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所
- (3) 米子保健所及び根雨保健所管内の受験者
米子市権町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- (4) 県外に居住する受験者
上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学
- (3) 栄養学 (4) 食品学
- (5) 食品衛生学 (6) 調理理論

5 受験手続

- (1) 書類の提出先
ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所
- (2) 提出書類
ア 受験願書（所定の様式によること。）
イ 履歴書
ウ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し
卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類(所定の様式によること。)

オ 写真(受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像でライカ判(縦3.5cm、横2.5cm)のものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

(3) 受験に関する書類の提出期間
昭和63年8月22日(月)から同月26日(金)まで(郵送の場合は、昭和63年8月26日までの消印のあるものは、有効とする。)

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 4,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。

7 携行品

筆記用具及び受験票

8 その他

(1) 合格者の発表は、試験後15日以内に受験願書を提出した保健所に合格者の氏名と受験番号を掲示して行う。

なお、合格者には合格証を保健所で交付する。

(2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(3) 受験の詳細については、住所地为管轄する保健所又は鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部健康対策課(電話0857-26-7193)に問い

合わせること。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

昭和63年6月14日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 実施期日等

実 施 期 日	時 間	試 験 場 所
昭和63年7月14日(木)	9時30分から	倉吉市東蔵城町2 中部総合事務所第6会議室
昭和63年8月11日(木)	〃	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第15会議室及び第16 会議室
昭和63年9月6日(火)	〃	米子市稚町一丁目160 西部総合事務所講堂

(注) 受験申込みのときに、受験希望日を申し出ること。

3 試験科目

- (1) 適性試験 (視力、聴力及び運動能力)
- (2) 知識試験 (鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識)
- (3) 技能試験 (猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別)

4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和38年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

5 申込み期限

受験をしようとする日の7日前まで

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許手数料 3,200円 (受験の日には狩猟免許を受けており、これと異なる種の免許を受けようとする者にあつては、2,300円)
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

受験票及び筆記用具

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課(電話0857-26-7305)又は各地方農林振興局長業課に問い合わせること。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

昭和63年6月14日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

実施期日、時間、場所及び対象者は次のとおりとする。

ただし、やむを得ない事由により受検できない者は、所轄地方農林振興局長の承認を受けて、他の実施期日に受検することができる。

(1) 鳥取地方農林振興局管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
昭和63年7月28日(火)から同月29日(金)までの毎日	9時から	鳥取市東町一丁目220	鳥取市、岩美郡又は気高郡に住所を有する者
		鳥取県庁講堂	

(2) 八頭地方農林振興局管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
昭和63年7月5日(火)	9時から	八頭郡郡家町大字宮本80郡家町中央公民館	八頭郡船岡町、八束町、若桜町又は用瀬町に住所を有する者
昭和63年7月6日(水)	"	"	八頭郡郡家町又は河原町に住所を有する者
昭和63年7月7日(木)	"	"	八頭郡佐治村又は智頭町に住所を有する者

(3) 倉吉地方農林振興局管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
昭和63年8月8日(月)から同月12日(金)までの毎日	9時から	倉吉市東巖城町2 中部総合事務所 大会議室	倉吉市又は東伯郡に住所を有する者

(4) 米子地方農林振興局管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
昭和63年7月25日(月)から同月30日(土)までの毎日	9時から	米子市柁町一丁目160 西部総合事務所	米子市、境港市又は西伯郡に住所を有する者

(5) 日野地方農林振興局管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
昭和63年8月3日(水)	9時から	日野郡日野町根雨140-1 日野総合事務所 大会議室	日野郡日南町に住所を有する者
昭和63年8月4日(木)	"	"	日野郡日野町又は江府町に住所を有する者
昭和63年8月5日(金)	"	"	日野郡溝口町に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣保護及び狩猟に関する法令
 - イ 鳥獣の判別
 - ウ 猟具の取扱い
- (2) 時間
3時間

4 適性検査

講習終了後狩猟に関する適性を審査するため、次の項目につき適性検査を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 受検申込手續

(1) 所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて所轄の地方農林振興局長に提出すること。

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1枚

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和38年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

(2) 申込期間

- 鳥取県鳥取地方農林振興局管内 昭和63年7月15日(金) まで
- 鳥取県八頭地方農林振興局管内 昭和63年6月25日(土) まで
- 鳥取県倉吉地方農林振興局管内 昭和63年7月28日(木) まで
- 鳥取県米子地方農林振興局管内 昭和63年7月15日(金) まで
- 鳥取県日野地方農林振興局管内 昭和63年7月23日(土) まで

(3) 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

ア 狩猟免許更新手数料 1,700円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課(電話0857-26-7305)又

は各地方農林振興局林業課にお問い合わせのこと。